

ファミサポガイドブック



幕別町ファミリー・サポート・センター

令和5年3月1日発行

目 次

ファミリー・サポート・センターとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
会員になるには・・・・・・・・・・・・・・・・	1
援助活動の内容について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
援助活動の流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3
援助時間と報酬等について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
会員の心得と注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ファミリー・サポート・センター補償保険等について・・・・・・・・	6
事故防止のための重要留意点・・・・・・・・・・・・・・・・	9
こんな事故・あんな事故例・・・・・・・・・・・・・・・・	10
安全チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・	11
個人情報保護について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
ファミリーサポートQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・	15
自家用車を使用する際の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	17
ファミリー・サポート・センター事業実施要綱・・・・・・・・	22
各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・	26

ファミリー・サポート・センターとは

毎日の暮らしの中で、ちょっと援助をしてもらえば、子育てする上で助けになる。そのような時に、育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）と育児の援助ができる人（まかせて会員）が幕別町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）に会員登録し、援助が必要なときにセンターが会員を紹介します。お互い助けたり助けられたり、地域で助け合う会員組織です。

会員になるには

●会員の条件

○おねがい会員（援助をしてほしい人）

- ・町内に住所がある、妊娠中から中学3年生までのお子さんをもつ保護者

○まかせて会員（援助ができる人）

- ・町内に住所がある、健康で積極的に援助活動ができる20歳以上の人
- ・センターが実施する24時間の講習を受講し修了した人

●申込みの方法

○幕別町ファミリー・サポート・センター事業入会申込書により申請し、その承認を受けなければなりません。

○会員として登録した方には、幕別町ファミリー・サポート・センター会員証を発行します。

●会員登録に必要な物

○会員となる人の写真（たて2.5cm×よこ2cm）1枚

※お子さんのものではありません

○本人であることを証明できるもの

（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）

援助活動の内容について

- ① 「預かり」：保育所・学校・学童保育所等の開始または終了後、保護者や他の子どもの用事など、保護者が育児を必要とする際、子どもを預かること。
- ② 「送迎」：教育(習い事を含む)・保育施設等までの送迎を行うこと。
- ③ 「家事支援」：妊婦又は生後6月未満の児童がいる保護者への家事支援を行うこと
- ④ 「育児支援」：2人以上の児童をもつ保護者の育児支援を行うこと。
- ⑤ 「その他」町長が必要と認める支援。

※宿泊を伴う援助活動、病気のお子さんの預かりや通院は行いません。

※ご不明な点は、センターにお問い合わせください。

●家事支援の具体的な内容

掃除	・居間や寝室など、赤ちゃんが過ごす部屋を衛生的に保つための掃除。 ※トイレ、お風呂、玄関などの掃除は行わない。
洗濯	・洗濯機で洗ったものを干す・たたむ。
食事作り	・家族のアレルギーや好き嫌いを考慮し、保護者と相談してメニューを決定。 ・目安～主菜、副菜2品程度、みそ汁などで1時間～1時間半程度
買い物	・必要があれば対応

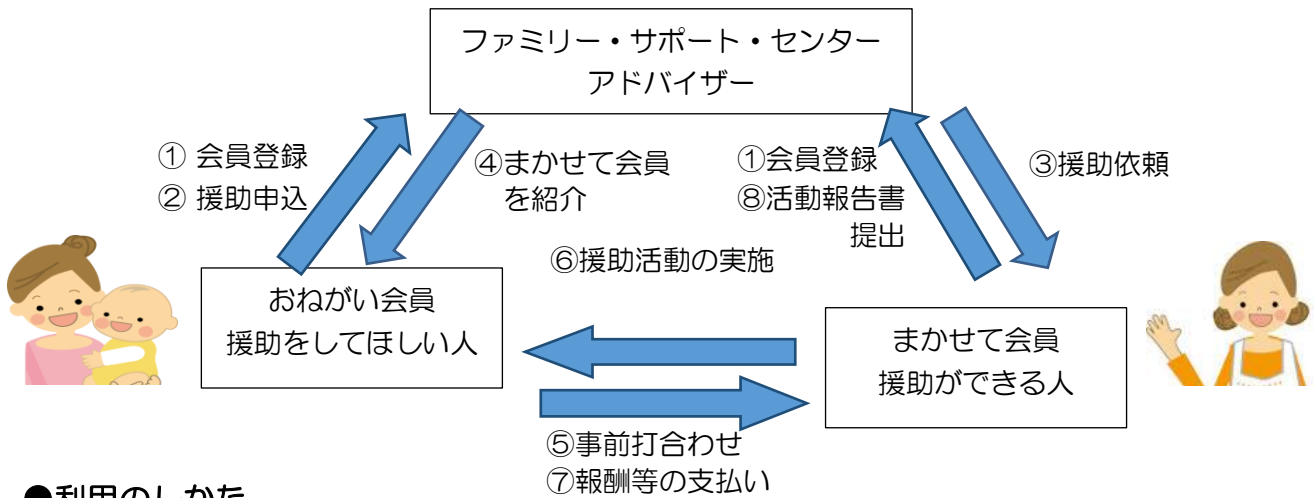
※家事をしながらの育児支援は行わない

●育児支援の具体的な内容

- 沐浴
- オムツ替え、寝かしつけ、抱っこなど必要に応じた支援
- きょうだいの保育の手伝い
- 保育所(園)・幼稚園への送迎補助
- 健診時の付き添いなど



援助活動の流れについて



●利用のしかた

①会員登録

会員はあらかじめセンターに登録が必要です。

受付時間 午前8時45分～午後5時30分（月曜日～金曜日）

②援助申込（おねがい会員⇒センター）

おねがい会員は援助をしてほしいときにセンターへ申込みをしてください。

※急な申込みのときには対応できない場合がありますので、早めにお申込みください。

③援助依頼（センター⇒まかせて会員）

アドバイザーがまかせて会員に援助を依頼します。

※まかせて会員は援助申込の内容を確認し、依頼を受けるかを判断します。

④まかせて会員紹介

アドバイザーがおねがい会員にまかせて会員を紹介します。

※申込内容に適した、まかせて会員がないときには、ご利用いただけない場合があります。

⑤事前打合せ後、援助活動

まかせて会員宅でおねがい会員とお子さんを交え、事前に援助内容の打合せ（マッチング）をした後に援助活動を行います。基本的には、アドバイザーも同行します。

⑥援助活動の実施

まかせて会員は援助活動終了後に事業活動報告書を作成し、おねがい会員は内容を確認してから署名します。

⑦報酬等の支払い

おねがい会員は援助活動終了後、まかせて会員に直接報酬等を支払います。

※子どもに持たせることはできません。

⑧活動報告書提出

まかせて会員は、事業活動報告書を翌月の5日までにセンターへ提出します。

援助時間と報酬等について

おねがい会員は援助活動終了後にまかせて会員に直接、規定の報酬及び食費等の実費を支払います。

援助時間	報酬等
月曜日～金曜日 午前7時～午後9時	1人につき 30分間 250円
土・日・祝日 午前7時～午後9時	1人につき 30分間 300円
子どもの送迎等に係る交通費、 子どもの食事、ミルク、おやつ代等	実費 ※事前に双方で確認してください

備考

1. 援助時間とは、実際に子どものお預かりをしていた時間です。まかせて会員がおねがい会員に子どもを引き渡した時に援助活動が終了します。※迎えに行く時間は含まれません。
2. 援助時間が30分に満たないときは30分となります。
3. 複数の子どもの預ける場合は、2人目以降の報酬額は上記に定める報酬の半額となります。
4. 育児援助に係る子どもの食事、ミルク、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が自ら用意してください。ただし、やむを得ない事情等により用意することができない場合は、その実費分をまかせて会員に支払わなくてはなりません。
5. 保育所等への送迎にかかる費用については、事前に十分な話し合いを行い、実費分を支払います。
6. おねがい会員は援助活動の申込後にキャンセルをする時は、まかせて会員へ下記の表のキャンセル料を支払います。料金が発生する場合、依頼していた時間で計算します。交通費は、キャンセル料には含まれません。しかし、実際に迎えに行ってしまったなど、交通費が発生した場合は実費が加わります。

●援助活動の利用を取り消す場合

利用日の前日までの取消し	無料
援助活動1時間前の取消し	上記基準に算定された報酬の半額
援助活動1時間以内の取消し	全額
取消しの連絡がなかった場合	全額

●送迎、移動にかかわる交通費について

- 自家用車を使用した時の実費の目安については、次の別表のとおりとします。
- 児童の乗車中のもとより、援助活動開始前における車庫等からの迎車及び援助活動終了後における車庫等までの回送についても含むものとします。
- 距離については、アドバイザーが距離を計測し、おねがい会員及びまかせて会員の合意の上で決定します。

距離	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満
費用	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円



会員の心得と注意事項について



1. 援助活動中は子どもの安全に努めてください。
2. 本事業の趣旨を理解し、決まりを守ってください。
3. 活動を通して知り得た個人情報には絶対に口外しないでください。退会後も同様です。
4. 約束した開始時間、終了時間は必ず守ってください。
5. 会員同士で直接援助活動の交渉を行わないでください。
※センターを通さない活動は、補償保険が適用されません。
6. おねがい会員は利用内容や時間の変更、キャンセルをする場合は、必ずまかせて会員とセンターに連絡をしてください。センター閉所時はまかせて会員に連絡し、後日センターに報告してください。
7. 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンター（TEL0155-26-4467）に連絡してください。
※センターの閉所時に、子どもの身体・生命に及ぶ重大な事故が発生した場合の緊急連絡先（ファミサポ携帯 TEL070-7567-3847
繋がらない時は、幕別町役場 TEL0155-54-2111）
8. まかせて会員は、安全チェックリストにより子どもの安全を確認してください。
9. まかせて会員は、専門的な保育やしつけは行いません。おねがい会員は事前打合せをした内容以外の援助活動を要求しないでください。
10. まかせて会員は、援助活動終了後に必ず「事業活動報告書」を作成し、おねがい会員に内容を確認・署名した後、翌月の5日までにセンターに提出してください。
11. おねがい会員は、援助活動終了後、直接まかせて会員に報酬等の支払いをしてください。※子どもに持たせることはできません。
12. まかせて会員は、援助活動の際には必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは提示してください。





ファミリー・サポート・センター補償保険等について



会員の皆様が安心して活動できるよう、センターは「依頼子供傷害保険」、「サービス提供会員傷害保険」、「賠償責任保険」の3種類の保険と「お見舞金制度」に加入しています。

(1) 依頼子供傷害保険

預かった子どもが、援助を受けている間に事故により傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償します。

<保険金をお支払いする場合>

- ・子どもが、階段から落ちてケガをした。
- ・子どもが、犬にかまれてケガをした。
- ・子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- ・地震が発生し、子どもが棚から落下したものにあってケガをした。
- ・子どもが、活動中に熱中症になった。
- ・まかせて会員が作った料理を食べた子どもが、ウイルス性食中毒を発症した。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害。
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害。
- ・戦争・暴動などによって被った傷害。
- ・むちうち症、腰痛などで医学的知覚所見のないもの。
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	12万～300万円 (障害の程度による)	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日あたり)	3,000円	1回の事故につき180日が限度 (それ以後の入院については対象となりません)
手術	3,000円×所定倍率	事故日から180日以内の手術 (1回の事故につき1回の手術に限ります)
通院(1日あたり)	2,000円	事故日から180日以内の通院(90日が限度)

(2) サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が、援助活動中や援助活動を実施するため自宅とおねがい会員宅や保育所等への往復途中(自宅との通常の経路)で、傷害を被った場合に補償されます。

<保険金をお支払いする場合>

- ・まかせて会員が、走って来たおねがい会員の子どもの受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- ・まかせて会員が、おねがい会員の子どもの送った帰宅中に雨でぬれた階段で滑ってケガをした。

- まかせて会員が、おねがい会員の子どもを乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
- 地震が発生し、まかせて会員が棚から落下したものにあってケガをした。
- まかせて会員が、活動中に熱中症になった。
- まかせて会員が作った料理を、おねがい会員の子どもと一緒に食べていたところ、まかせて会員がウイルス性食中毒を発症した。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害。
- 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害。
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害。
- 戦争・暴動などによって被った傷害。
- むちうち症、腰痛などで医学的知覚所見のないもの。
- その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

《補償額》

事 由	補 償 額	備 考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	12~300万円 (障害の程度による)	事故日から180日以内の後遺障害
入院(1日あたり)	3,000円	1回の事故につき180日が限度 (それ以後の入院については対象となりません)
手術	3,000円×10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)	事故日から180日以内の手術 (1回の事故につき1回の手術に限ります)
通院(1日あたり)	2,000円	事故日から180日以内の通院(90日が限度)

(3) 賠償責任保険

まかせて会員が、援助活動の提供中に監督ミスや飲食等が原因で子どもや第3者の身体または財物に損害に与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額等を補償するものです。

<保険金をお支払いする場合>

- まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまった。
- まかせて会員が提供(調理)した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こした。
- おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損してしまった。
- 家事援助活動でおねがい会員宅の掃除機を使用中、破損してしまった。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- おねがい会員または相手方の故意・天災
- 同居の親族に対する賠償責任
- 自動車の所有、使用または保管に起因する賠償責任

<補償額>

項目	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1回の事故につき 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1回の事故につき・保険期間中 2億円
初期対応費用	1回の事故につき 1000万円 (うち、身体障害については見舞金・見舞品購入は被災者1名につき10万円限度)
訴訟対応費用	1回の事故につき 1,000万円
受託者賠償責任保険	1回の事故につき 10万円・保険期間中 50万円

◆「お見舞金制度」について◆

お見舞金制度は、おねがい会員の子どもがまかせて会員の財物を破損したり、まかせて会員の子どもにケガをさせた場合等に、まかせて会員に対して30,000円を限度にお見舞金を支払う制度です。

お見舞金は1回の活動につき1回支払います。1回の活動に複数の事故があっても1回の事故としてみなします。

<お見舞金対象例>

- ・まかせて会員の家族が、預かった子どもにケガを負わされた。
- ・まかせて会員または、預かった子どもが熱中症にかかった。
- ・まかせて会員または、その家族が預かった子どもにインフルエンザをうつされた。
- ・まかせて会員または、その家族並びに預かった子どもが、活動が原因で新型コロナウイルス感染症に感染した。
- ・預かった子どもが、まかせて会員の家の物を壊してしまった。
- ・預かった子どもに、まかせて会員の車を傷つけられた。
- ・まかせて会員が当て逃げにあい車を傷つけられた。
- ・まかせて会員運転ミスで、自家用車または、他者の車傷をつけた。
- ・不測の事態が生じまかせて会員が支出を余儀なくされた（その額および用途が社会通念上妥当だと保険会社が認めたものに限りまします）

<保険金をお支払いしない主な場合>

- ・おねがい会員の家で子どもを預かっていたとき、子どもが自分の家のものを壊してしまった

<お見舞金額>

被害を受けた金額によってお見舞金が支払われます。お見舞金の請求には、見積書及び領収書、壊れた現物の写真が必要です。



事故防止のための重要留意点

<乳児の睡眠>

- 睡眠中 SIDS（乳幼児突然死症候群）を引き起こすことがありますので、顔が良く見えるよう仰向けに寝かせ、特段の理由がない限りうつぶせ寝はやめてください。
- タオルケットや毛布は顔にかからないように注意してください。
- よだれかけは外して寝かせてください。
- 眠ってもこまめに顔色や呼吸を確認してください。

<幼児の食事>

- 口の中にたくさん詰め込み喉つまりしないように、よく噛んでいるか声をかけてあげてください。また一口で食べられる大きさに小さく切ると食べやすいです。
- 近くに飲み物を置いて食事をしてください。水分補給にもなります。
- 箸やフォークなど危険のないように配慮してください。

<子どもの溺水事故>

- 子どもは5 cmの深さの水でもおぼれるといえます。のぞき込むことも予想されますので、浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしないようにしてください。
- 排せつ後便座のふたを必ず閉めてください。

<子どもの遊具の事故>

- 遊ぶ前にねじが緩んでいないか、破損していないかなど遊具の安全点検をしてください。
- 事故のないように大人が付き添い、見守ってあげてください。

<自家用車での事故>

- 自家用車の使用は、安全運転に心がけましょう。
- 6歳未満のお子さんにはチャイルドシート等の使用が義務付けられています。正しく取り付け、必ずチャイルドシートに座らせてください。
- シートベルト、ドアロック、ウインドウロックなど安全確認をしてください。

<自転車による事故>

- 子どもを自転車の前後に乗せることは原則禁止です。





こんな事故・あんな事故例



【洗面所・トイレ】

- ・トイレで排せつ後、便座のふたの上のにぼって手を洗おうとして転倒した。
- ・洗面所で手を洗っているうちに熱いお湯が出てきた。
- ・洗面台の下から洗剤を取り出し飲んでしまった。

【台所】

- ・炊飯器の湯気に手をかざしてやけどを負った。
- ・食卓椅子の上に立ち上がり転倒し、頭を打った。
- ・鼻の穴に豆を入れた。
- ・こんにゃくゼリーがのどにつまり窒息した。

【リビング】

- ・網戸に手をかけて網戸ごと倒れた。
- ・掃除機の吸い込み口に手を吸い込まれた。
- ・口に物をくわえたまま転び、口の中を切った。
- ・コンセントにピンを差し込み、感電した。
- ・ソファの上でとび跳ねていて転落した。
- ・ボタン電池をのみ込んでしまった。
- ・ジュースの空き缶に煙草の灰をいれておいたところ、誤って飲んだ。
- ・手の届くところに薬が置いてあり、子どもが口に入れてしまった。

【玄関・階段】

- ・ドアの隙間に指を挟んでしまった。
- ・玄関マットですべって、転倒した。
- ・階段ですべって転落した。

【ベランダ】

- ・ベランダの手すりに干してあった布団によじ登り、布団とともに落下した。
- ・ベランダから外へ向けて物を投げ、階下の人や物に当たった。

【その他】

- ・家から道路に飛び出し、車にひかれそうになった。
- ・鍵をかけずに駐車した車に入り、中から自分で鍵をかけ出られなくなった。



安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんを預かる心構えや、危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認をしましょう。

1. 子どもを1人だけにしていませんか。
2. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
3. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
4. 緊急連絡先（おねがい会員、センター、かかりつけ医院など）を控えていますか。
5. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
6. 子どもがドアに手をはさまないように対策をしていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは、子どもの手の届かないところに置いていますか。
8. たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
9. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
10. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
11. ストーブやファンヒーターなどは子どもが触らないような対策がしてありますか。
12. 子どもを抱いているとき、タバコを吸ったり、熱いものを飲んだりしていませんか。
13. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもがひとりでは中に入れないような対策がしてありますか。
14. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台になるような物をおいていませんか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。

15. 子どもを自動車に乗せるときは、チャイルドシートなどを使用していますか。
16. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか。
17. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
18. ブラインドの紐は子どもが首を引っかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。
19. 道路を歩くときは子どもと手をつないで歩道を歩いていますか。
20. 子どもを車から降ろすときは、飛び出したりしないように手をつないでいますか。
21. 車の走行中に、ドアや窓が開かないようロックをしていますか。



幕別町ファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

センターは、事業の遂行のため、会員登録等の機会を通してみなさまから個人情報をご提供いただいております。

提供いただいた個人情報を保護することは、センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

(1) 個人情報の取得

センターは、十分な安全管理措置を講じた上で、センターの事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

センターは、取得した個人情報を、センターの事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

(3) 個人データの安全管理措置

センターは、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策を行います。

(4) 個人データの第三者への提供

センターは、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（事故の安否情報の確認）
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため、特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（児童虐待情報など）
- ④ 国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（犯罪捜査の協力など）

(5) お問い合わせ先

下記問い合わせ窓口にお問い合わせください。

ご照会者が本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ窓口>

幕別町ファミリー・サポート・センター（子育て支援センター内）

〒089-0537 幕別町札内北栄町 23 番地 1（さかえ保育所併設）

TEL・FAX 0155-26-4467



◆おねがい会員編◆

Q. 突然の残業でも預かってもらえますか？

A. 事前に打ち合わせ（マッチング）が済んでおり、まかせて会員の了承が得られれば可能です。

Q. まかせて会員の家で預かりを依頼する時、玩具等の持参をしてもいいのですか？

A. お気に入りの玩具があるとお子さんが安心して遊ぶこともできるので、持参していただいてもかまいません。センターの玩具を利用して遊ぶこともあります。

Q. 事前打合せ（マッチング）の段階で、断ることができますか？

A. 少しでも気になることがあったときは十分に話し合い、場合によっては断る勇気が必要です。我慢していると後々トラブルの原因になることがあります。うまくいかなかった場合はまた新たに調整いたします。

Q. 利用してみたいのですが、子どもが大泣きしそうで心配です。大丈夫ですか？

A. お子さんの多くが初めは泣きますが、まかせて会員が優しく上手にみてくださるので少しずつ慣れ、笑顔で過ごせるようになります。安心して利用してください。

Q. 子どもが人見知りをするので、いつも同じ方に預かってもらうことはできますか？

A. できる限り、お子さんに合った環境でご利用いただけるように準備させていただきますが、まかせて会員の都合により、前回と同じ方に依頼できない場合もあります。

Q. 仕事に復帰しますが、センター事業を利用し、子どもを預けることはできますか？

A. まかせて会員は様々な生活の中で、有償ボランティアとして子育てを行う家庭を支援しています。そのため、まかせて会員の生活などの都合を考慮し、毎日同じ方に、同じ時間でお子さんの預かりをお願いできないことをご理解下さい。

Q. まかせて会員に、子どもが家庭で飲んでいる市販の薬の投薬をお願いできますか？

A. お子さんの薬の持参および服用は、原則お断りしています。

Q. 子どもを誰もいない家に送り届けることや、預かった子どもの小学生の兄、姉にその子を引き渡すことはできますか？

A. 預かった子どもの安全を考えれば、誰もいない家に置いておくことや、小学生の兄姉に託していくことは好ましくありません。センターは子どもをひとりにしないよう、保護者に代わって預かりや送迎を行う活動ともいえます。「大人から大人へ」子どもを安全に受け渡しすることが原則です。

Q. 帯広市内のスポーツ施設に、送ってほしいのですが可能ですか？

A. 援助活動は町内のみとなっています。

◆まかせて会員編◆

Q. 援助活動を仕事にできますか？

A. あくまで「有償ボランティア」であることが前提ですので、毎月確実に依頼があるというわけではありません。仕事として固定した収入を求めている入会は、意に沿わない場合もあると思います。

Q. 事前打合せ（マッチング）はどのようなことをしますか？

A. 原則、まかせて会員さんのお宅で、おねがい会員さんと子どもを交え、まかせて会員宅の安全のチェックや当日の援助活動の内容、時間、報酬等を決めます。

Q. センターから援助依頼があった時、都合が悪い場合はどのようにしたらよいですか？

A. 都合が悪い時は、断っていただいてもかまいません。センターは、他のまかせて会員を探します。

Q. 部屋の中だけでは時間が持たないと思うのですが、外遊びは可能ですか？

A. 事前打合せでおねがい会員と確認した範囲内で外遊びが可能です。

Q. 援助活動中に、預かっている子どもを連れて買い物等に行ってもよいのでしょうか？

A. 活動中にまかせて会員が、自分の用事を行うことは好ましいことではありません。安心・安全な活動を行うためにも、援助活動中は子どもの預かりに集中し、このような行動は避けてください。

Q. 運転に不慣れのため、夫の運転する車に乗って子どもを預かる活動を行っても良いのでしょうか？

A. 会員でない方が活動に関わることはできません。

◆その他◆

Q. 転勤や引っ越しで幕別町から転出する場合は、なにか手続きが必要ですか？

A. センターを退会する場合、または条件を満たさなくなった場合は、資格喪失となりますので、退会届の提出と合わせて、会員証をセンターに返還していただきます。





自家用車を使用する際の注意事項



○子どもの特有の動きや事故

- 交通事故に対する危険予測が難しいため、予期しない急な行動をすることがあります。例えば、「親を見つけて、急にドアを開けて飛び出す」「窓やドアから手足を出したままにして挟む」などの事故も発生します。
- 特有の事象としては、チャイルドシートが外れて(もしくは、自ら外してしまい)シートから転落するという事故も発生します。
- 送迎直前に以下のようなチェックをしましょう。

チェック内容	問題なし
6歳未満の子どもにチャイルドシートを使用している。	<input type="checkbox"/>
チャイルドシートの固定状況を揺らして確認する。	<input type="checkbox"/>
後部座席のドアは、チャイルドロックがかかっている。	<input type="checkbox"/>
パワーウィンドウは、チャイルドロックがかかっている。	<input type="checkbox"/>
ドアや窓を閉める際は、手足が出ていないか確認する。	<input type="checkbox"/>
シートベルトの着用を確認する。	<input type="checkbox"/>
飛び出したり、シートベルトを外したり、窓やドアから手足を出さないよう、子どもに言い含める。	<input type="checkbox"/>

○法令順守と安全運転について

- 活動中は、必ず道路交通法を守ってください。
- 前日の深酒で酒気帯び運転になるケースもあります。翌日の体調も考えて行動しましょう。
- 運転中の携帯端末機の利用などの「ながら運転」、駐停車違反や放置駐車などに注意してください。
- あらゆる事故への対応として、一時停止の完全停止、速度を出しすぎない、車間距離を十分にとるなど、安全運転の基本を励行してください。
- 時間に余裕がないと焦り運転となり、危険な運転をしがちになります。送迎には余裕をもって出発するようにしましょう。
- 雨や曇り、雪の日は、より一層余裕をもって出発しましょう。
- 送迎の経路の危険箇所、冬季に凍結しやすい場所など、事前に把握しておきましょう
- 体調がすぐれない状態や疲れた状態で運転すると、注意力や判断力が低下するだけでなく、居眠り運転の原因にもなります。安全に運転ができない恐れがあるときは、疲れを取ってから運転するか、または他のまかせて会員と交代するよう、早めにセンターに連絡してください。

○事故時の対応

- ファミサポ運営支援団体である『(財)女性労働協会』発行の手引きに基づき、次の【送迎時事故処理要領の例】【交通事故の様式例】を用いて対応することとします。

参考 送迎時事故処理要領の例

ファミリー・サポート・センター 送迎時事故処理要領

この事故処理要領は、送迎サービス中に事故が発生した際に、その運転者（通常、提供会員）の
とるべき対応、ならびにセンターのとるべき対応について必要な事項を定める。

各人は、センター長やアドバイザーの在・不在等にかかわらず、事故のケースに即し最善と考え
られる方法をもって対処すること。

1. 運転者のとるべき対応

(1) 負傷者の救護

負傷者の有無を確認し、負傷者がある場合は、同乗者または付近の人の協力を受けて次の対応を
講ずること。

①救急車の要請（119番）

②救急車到着までの応急手当

③救急車が期待できない場合は、通行中の車両等による協力を要請し、最寄りの救急病院へ搬送

(2) 事故現場の保存と続発事故の防止

続発事故のおそれがないときには事故現場の保存に努める。事故現場の往来がはげしく危険な状
態にあり、続発事故を誘発する恐れがある場合は、次の要領で危険防止の対応を講ずること。

①車両を安全な場所へ移動

②停止表示器材等による続発防止対応（夜間はランプ等で）

③車検証、車のキー、現金、重要書類等の所持（盗難防止のため）

(3) 同乗者（依頼子ども等）の安全の確保

運転者は同乗者の安全を確保すると共に、平静さを失わないよう適切な声掛けを行い、離ればな
れにならないよう、共に行動しなければならない。

(4) センターへの連絡

全ての事故につきセンターへ電話等で次の事項を報告し、必要な助言または応援を受けること。
なお、センターへの連絡は警察への届け出の後でもよいものとする。

①事故の場所、所在地

②事故の状況

③負傷の程度、病院名（場所又は電話番号）

④各々の物件の損害部位、その程度

⑤講じた対応

(5) 警察への届け出

事故を発生させた時は人身、物損にかかわらず必ず警察へ通報し、前項の事項を届け出ること。

(6) 発生状況の確認

事故の発生状況を確認しておくこと。

①相手方を最初に発見した地点、その時の車両の時速

②危険を感じブレーキ、ハンドル、警音器等で事故を避けた地点

③事故の発生地点（衝突地点）

④双方の車両の損害部位、程度

⑤事故の原因

(7) 相手方の確認

免許証、車検証、身分証明書等で住所、氏名、年齢、勤務先、電話番号、車名、年式、登録番号、保険会社（任意・自賠とも）、保険証券番号・証明書番号等を確認し、書きとめておくこと。

2. 運転者の心がけ

(1) 目撃者の確保

付近の人達および自車に追隨中の車等に目撃の有無をたずね、目撃者としての協力を依頼すること。

(2) 相手方の主張等

相手方の言い分等は正しく聞き取りセンターに報告すること。

(3) 運転者の遵守事項

①事故報告の義務

事故の大小にかかわらず発生した事故は、その当日に必ずセンターに報告すること。

②示談

相手方との損害賠償等についての不用意な発言は避けるとともに、事故現場での示談は決して行わないこと。

③重大事故後の運転中止

事故後の混乱した精神状態で運転を継続すると、さらなる重大な事故を発生に繋がることもあるため、センターの助言があるまで運転者独自の判断で送迎サービスを継続しないこと。

④事故報告書の作成

事故後は速やかに事故報告書を作成のうえ、提出すること。

3. センターのとるべき対応

(1) 事故報告受け付け時の対応

事故報告を受け付けた時は、運転者に対して当面の対応を助言するとともに、依頼会員へ交通事故が発生した旨とその後の状況を連絡する。その後、現場に赴き、次の対応を講ずること。

①依頼子ども等の安全の確認

②運転者に対するサポート

③事故状況の把握

(2) 事故報告書の点検

運転者の事故報告書の記入状況を点検し、報告書内に不明事項がある場合は、調査の上事実を明確に記入させること。

(3) 再発防止対策等の検討

事故報告書等に、当該事故の教訓、再発防止対策、運転者への指導内容等について記録すること。

4. その他

(1) 事故報告書等の活用

運転者の提出した事故報告書は、交通安全のための統計、分析、対策、および教育のための資料とする。

参考

交通事故報告書の様式例

年 月 日 報告

確認欄							
センター長	アドバイザー						
				□内は「レ」を記入		報告者 _____ 印	
発生日時	年 月 日 (曜日)	□午前 □午後	時 分	頃	天候	□晴れ □曇り	□雨 □雪
発生場所				届出警察署	□人身扱 □物件扱		
事故形態	対歩行者・自転車 : □横断歩道横断中 □横断歩道以外を横断中 □道路通行中 □飛び出し □その他 車両相互 : □追突 □逆突 □出会い頭衝突 □接触 □右折時 □左折時 □正面衝突 □その他 車両単独 : □工作物に衝突 □路外逸脱 □駐車車両(運転者不在)に衝突 □踏切事故 □その他 その他 : □ ()						

	当 方 (提供会員)	相手方	複数の場合→ (/)
氏名 (運転者・歩行者等)	(年齢) (性別) 歳 □男 □女	(年齢) (性別) 歳 □男 □女	
住所	TEL	自宅TEL	
所属	TEL		
同乗者 (依頼子ども 等)	TEL		
車名・年式・	年 月	年 月	
登録番号			
免許証	番号 交付年月日 種別	番号 交付年月日 種別	
自動車保険	保険会社 証券番号	保険会社 証券番号	
自賠償保険	保険会社 証明書番号	保険会社 証明書番号	
病院	負傷者 病院名 TEL 負傷程度	負傷者 病院名 TEL 負傷程度	
修理工場	名称 TEL 損害程度 (万円位)	名称 TEL 損害程度 (万円位)	
その他の損害			

現場見取り図（できるだけ詳しく記入のこと）		事故状況（見取り図の説明）	
		過失割合	<input type="checkbox"/> 当方過失100% <input type="checkbox"/> 当方・相手方とも過失あり <input type="checkbox"/> 相手方過失100%
		事故直前の速度	当方 km毎時 相手方 km毎時 （制限速度 km毎時）
		運転開始から事故までの時間	時間 分

道路区分 交差点内 交差点付近の単路 真っすぐな単路 トンネル カーブした単路 橋の上
 踏切内およびその付近 駐車場内 その他（ ）

道路の状況	幅員 m	路面の状況1 <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 湿潤 <input type="checkbox"/> 積雪 <input type="checkbox"/> 凍結	路面の状況2 <input type="checkbox"/> 欠陥なし <input type="checkbox"/> 工事中 <input type="checkbox"/> 穴あり <input type="checkbox"/> わだち	路面の種類 <input type="checkbox"/> アスファルト <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂利 <input type="checkbox"/> その他	勾配 <input type="checkbox"/> 平坦 <input type="checkbox"/> 上り <input type="checkbox"/> 下り	交通量 <input type="checkbox"/> 多い（渋滞） <input type="checkbox"/> 多い（渋滞はなし） <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 少ない	見通し <input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い
-------	------	--	---	--	---	---	---

当方の事故原因 該当のものをすべてに「レ」を記入する	運転者の状態 <input type="checkbox"/> 急いでいた <input type="checkbox"/> 考え事をしていて <input type="checkbox"/> ぼんやりしていた <input type="checkbox"/> 体調が悪かった <input type="checkbox"/> 過労 <input type="checkbox"/> 居眠り <input type="checkbox"/> 薬物等の影響あり <input type="checkbox"/> 家庭内の問題あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	脇見 <input type="checkbox"/> 物を落として取ろうとしていた <input type="checkbox"/> 地図、書類等を見ていた <input type="checkbox"/> 標識等を見ていた <input type="checkbox"/> 風景に見とれていた <input type="checkbox"/> ナビ・オーディオ等の操作 <input type="checkbox"/> 行き先の建物等を探していた <input type="checkbox"/> 同乗者との雑談等 <input type="checkbox"/> 他の車・人を見ていた <input type="checkbox"/> 携帯電話の操作 <input type="checkbox"/> その他（ ）	判断誤り <input type="checkbox"/> 相手の行動に対する見込み誤り <input type="checkbox"/> 道路形状・障害物等に対する認識誤り <input type="checkbox"/> 自車の挙動に対する見込み誤り <input type="checkbox"/> 危険をさけようとした <input type="checkbox"/> その他（ ）	不安全な運転行動・車両の故障・天候 <input type="checkbox"/> 車間距離不足 <input type="checkbox"/> スピードの出し過ぎ <input type="checkbox"/> 一時停止せず <input type="checkbox"/> 急ブレーキ <input type="checkbox"/> 信号無視 <input type="checkbox"/> 徐行せず <input type="checkbox"/> 悪天候 <input type="checkbox"/> 車両故障 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-------------------------------	--	--	--	---

今後の事故防止策（運転者本人が記入）

以下はセンター長・アドバイザーが記入のこと

当該事故の教訓	
運転者への指導事項	
今後の再発防止策	

備考

○幕別町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成28年4月1日要綱基準等第48号

改正 平成30年1月30日要綱基準等第2号

令和2年8月28日要綱基準等第64号

令和4年3月30日要綱基準等第12-2号

幕別町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業として、育児の援助を行いたい者(以下「まかせて会員」という。)と育児の援助を受けたい者(以下「おねがい会員」という。)との相互の運営による幕別町ファミリー・サポート・センターを設置するとともに、安心して子育てができるための環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)とは、まかせて会員及びおねがい会員(以下これらを「会員」という。)、をもって構成する組織であって、その会員相互による育児の援助活動(以下「援助活動」という。)の調整その他の第5条に定める事業を行うものをいう。

(実施主体等)

第3条 この事業の実施主体は、幕別町とし、事務局を保健福祉部こども課幕別子育て支援センターに設置する。

(センターの休所日及び開所時間)

第4条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)
- (3) 12月29日から翌年1月3日

2 センターの開所時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 援助活動の調整、相談及び広報に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録に関すること。
- (3) 会員の研修及び講習に関すること。
- (4) 幕別町子育てサポーター事業実施要綱(令和4年要綱基準第12-3号)に規定する子育てサポーター事業に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(アドバイザー)

第6条 町長は、センターの事業運営を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前条に規定する事業に関すること。
- (2) その他センターの運営上必要と認められること。

(会員)

第7条 会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) まかせて会員 次のいずれにも該当する者
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者
 - ウ センターが実施する講習又は当該講習と同等の効果があると町長が認める講習を受講し、修了した者

(2) おねがい会員 町内に住所を有する妊婦又は中学校3年生までの児童の保護者
(入会)

第8条 会員になろうとする者は、幕別町ファミリー・サポート・センター事業入会申込書(様式第1号及び様式第2号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、会員になることを承認したときは、会員として登録し、幕別町ファミリー・サポート・センター会員証(様式第3号。以下「会員証」という。)を発行する。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、幕別町ファミリー・サポート・センター事業退会申出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

2 会員は退会に際して、前条第2項により発行された会員証を返還するものとする。

3 会員がこの要綱に違反したとき、又は会員として適格性を欠くと町長が認めたときは、退会させることができる。

(援助活動の内容)

第10条 まかせて会員の行う援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) おねがい会員のうち生後6月以上の児童の育児を必要とする時間帯において当該児童を預かること。

(2) おねがい会員のうち生後6月以上の児童が通う町内の保育所、幼稚園、学童保育所、小学校、中学校及び習い事など等(以下「保育所等」という。)への児童の送迎を行うこと。

(3) おねがい会員のうち次のいずれかに該当する者及び保護者の家事支援を行うこと。

ア 妊婦

イ 生後6月未満の児童がいる保護者

(4) おねがい会員のうち2人以上の児童をもつ保護者の育児支援を行うこと。

(5) その他町長が必要と認める支援

2 前項第1号に規定する援助活動は、まかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、この限りでない。

3 まかせて会員が行う援助活動は、同時に複数のおねがい会員に対して行うことはできない。

(援助活動の実施方法)

第11条 おねがい会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 センターは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申込内容にふさわしいと認められるまかせて会員に連絡する。

3 おねがい会員は、前項による申込内容以外の援助を求めてはならない。

4 おねがい会員とまかせて会員は、援助の内容について、事前に十分な協議を行い、幕別町ファミリー・サポート・センター事業事前打合せ書(様式第5号)を作成し、両者が合意の上で援助の利用を決定する。

5 まかせて会員は、援助実施後、利用者の確認を受け、活動の記録を幕別町ファミリー・サポート・センター事業活動報告書(様式第6号)に記入しなければならない。

6 まかせて会員は、前項の報告書を翌月5日までにセンターに報告するものとする。

(援助活動の時間)

第12条 援助活動を受けることができる時間は、原則として午前7時から午後9時までとする。

(援助活動の報酬等)

第13条 おねがい会員は、まかせて会員に対して援助活動終了後、別表に定める報酬等を支払わなければならない。

(援助活動の取消)

第14条 おねがい会員は、援助活動の申込み後、当該申込みに係る援助活動実施の日の前日までに、センター及びまかせて会員に申し出て、当該申込みを取り消すことができる。この場合において、

おねがい会員は援助活動に係る報酬等を支払う必要はないものとする。

- 2 おねがい会員は、援助活動の申込み後、当該申込みに係る援助活動実施の日において、当該申込みに係る援助活動を受ける必要がなくなったときは、センター及びまかせて会員に申し出て、当該申込みを取り消すことができる。この場合において、利用の有無にかかわらず、おねがい会員はまかせて会員に対し、別表に定める基準に従い、報酬等を支払わなければならない。

(報酬の助成等)

第15条 町長は、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)第4条に規定する受給者証の交付を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯であるおねがい会員がまかせて会員に援助を受け、報酬を支払った場合には、当該報酬額の2分の1の額を助成する。

- 2 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯であるおねがい会員がまかせて会員に援助を受け、報酬を支払った場合には、当該報酬額を助成する。
- 3 助成対象は第13条に規定する報酬とし、実費は対象としない。
- 4 報酬の助成を受けるおねがい会員は援助活動終了月の翌月5日までに、幕別町ファミリー・サポート・センター事業報酬助成申請書(様式第7号)を町長に提出するものとする。
- 5 町長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査のうえ、速やかに利用の適否を決定し、幕別町ファミリー・サポート・センター事業報酬助成承認(不承認)通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(守秘義務)

第16条 会員又は会員であった者は、援助活動の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事故の対応)

第17条 まかせて会員は、援助活動中事故が生じたときは、必要な措置を講じるとともに、速やかにセンターへ連絡しなければならない。

- 2 援助活動中に生じた事故の解決は、会員その他の当事者において行うものとする。
- 3 会員は、援助活動中生じた事故等に対応するため、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括加入しなければならない。
- 4 前項の保険に加入する費用は、センターが負担するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月30日要綱基準等第2号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月28日要綱基準等第64号)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和4年4月30日要綱基準等第12-2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

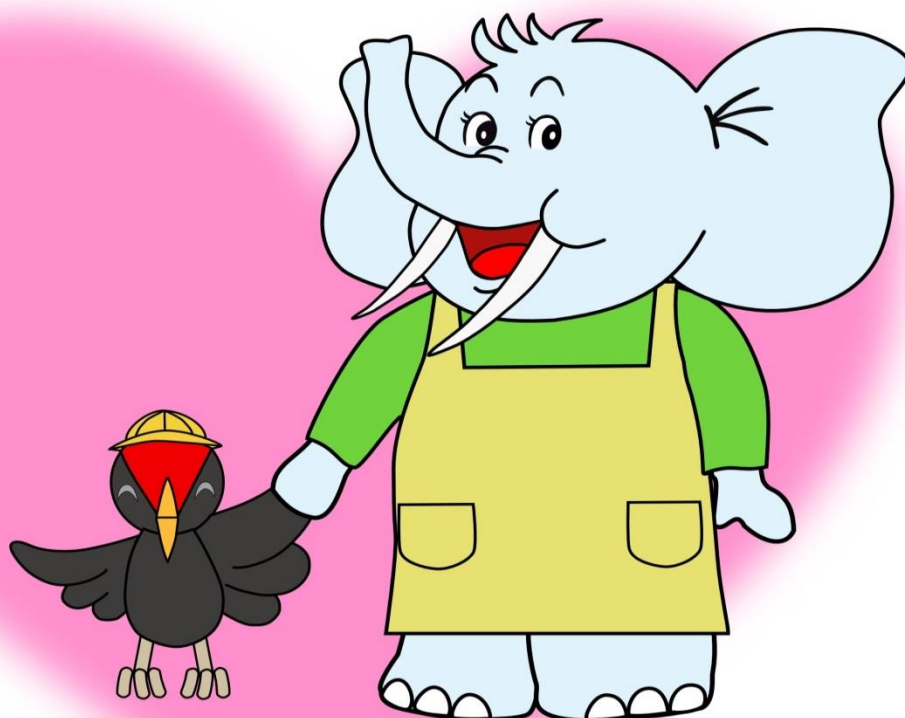
区分	報酬等
月曜日から金曜日まで （休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）	1人につき30分あたり 250円
日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	1人につき30分あたり 300円

備考

- 1 活動時間が30分に満たないときは30分とみなすものとする。
- 2 複数の子どもを預ける場合における、2人目以降の報酬額は上記に定める報酬の2分の1の額とする。
- 3 援助活動に係る子どもの食事、ミルク、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が自ら用意しなければならない。ただし、やむを得ない事情等により用意することができない場合は、その実費分をまかせて会員に支払わなければならない。
- 4 保育所等への送迎にかかる費用については、事前に十分な協議を行い、実費分として支払うものとする。
- 5 おねがい会員は、援助活動の申込み後に次の各号のいずれかに該当したときは、まかせて会員に当該各号に掲げる額の取消料を支払わなければならない。
 - (1) 利用予定時刻の1時間前までに取消しの申出を行ったとき 援助活動を受ける予定時間に係る報酬額の2分の1の額
 - (2) 利用予定時刻の前1時間以内に取消し、又は取消しの申出を行わずに援助活動を受けなかったとき 援助活動を受ける予定時間に係る報酬の額

各種様式

- 様式第 1 号 入会申込書（おねがい会員）
- 様式第 2 号 入会申込書（まかせて会員）
- 様式第 3 号 会員証
- 様式第 4 号 退会申込書
- 様式第 5 号 事前打合せ書
- 様式第 6 号 事業活動報告書
- 様式第 7 号 報酬助成申請書
- 様式第 8 号 報酬助成承認（不承認）通知書



問い合わせ・申込先

幕別町ファミリー・サポート・センター

〒089-0537 幕別町札内北栄町23番地1

子育て支援センター内（さかえ保育所併設）

TEL・FAX (0155-26-4467)

受付：月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

（日曜日、祝日、年末年始はお休みです。）

緊急連絡先 (070-7567-3847)

幕別町役場 (0155-54-2111)